

えん罪と死刑制度の問題点

— 袴田事件再審開始決定から —



袴田巖さんの言葉

国家権力が国民を死刑にすることは罪がある。人間が人間を殺すということはやってはならないこと。

（2014年11月15日・日弁連主催のシンポジウム「死刑廃止を考える日」より）

2014年（平成26年）3月27日、静岡地方裁判所は、死刑確定者の袴田巖さんに対し、再審開始を決定し、袴田さんは48年ぶりに東京拘置所から釈放されました。

日弁連主催の報告集会でピースサインを掲げる袴田巖さん。隣は姉の秀子さん。（2014年4月14日）

しかし、残念ながら、検察官の即時抗告により、まだ再審は開始されていない状況です。袴田さんは長期間にわたる死の恐怖から、今もなお精神に深い傷を負っています。

袴田事件とは

1966年（昭和41年）6月30日、静岡県清水市の味噌製造工場に隣接する専務の家で、専務とその家族3名が被害者となる強盗殺人・放火事件が発生し、従業員だった袴田さんが逮捕・起訴されました。袴田さんは、裁判において無実を訴え続けましたが、誤った証拠をもとに死刑判決が確定し、死刑確定者として長期間にわたって昼夜間単独房に拘置されてきました。

今もある死刑えん罪～一緒に考えよう

日本では、過去に4件の死刑確定事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）について再審無罪が確定していますが、袴田事件の再審開始決定は、今も死刑えん罪が存在することを明らかにしました。

えん罪で死刑となり、執行されてしまえば、二度と取り返しがつきません。

袴田事件の再審開始決定をきっかけにして、日本の刑事司法の問題点、そして死刑制度の是非について考えてみましょう。

死刑えん罪を生まないための刑事司法制度の改革

1 自白強要をさせない法制度と代用監獄の廃止

袴田さんは、逮捕直後から、拘置所ではなく警察署の代用監獄（留置場）で、連日連夜の長時間にわたる過酷な取調べを受け、自白を強要されました。この一連の取調べにより録取された調書の一部（検察官調書）が、死刑判決の根拠となりました。今回の決定では、同調書も重要な部分で客観的な事実と食い違いがあることが明らかとなったとして、自白の信用性を否定しました。この悲劇は、代用監獄がなければ起きなかったかもしれません。

自白偏重主義を改め、23日間という取調べ可能期間の大幅な削減、取調べへの弁護人の立会権の保障、取調べ全過程の例外なき録画・録音の導入、起訴前保釈制度の導入、そして何より、自白強要の温床となっている代用監獄の廃止を実現しなければなりません。

2 再鑑定への保障と全面的な証拠開示

袴田事件では、DNA型の再鑑定の結果、犯行時の着衣とされた「5点の衣類」に付着していた血痕が袴田さんのものではないことが判明し、これが再審開始決定の大きな力になりました。他方で、同じく死刑えん罪が疑われている飯塚事件では、捜査段階で全ての鑑定資料が消費されたことになっており、DNA型の再鑑定を行うことができませんでした。同時期に、同じ方法のDNA型鑑定が有罪の根拠と

なった足利事件では、再鑑定が大きな力となり再審無罪となっており、再鑑定の重要さが浮き彫りになっています。

また、袴田事件では、再審請求審で、犯行時の着衣とされた「5点の衣類」のカラー写真が証拠開示されました。鮮やかな色調が確認でき、長期間味噌に漬けられていたにしては不自然であると判断されました。更に、ズボンのサイズとみられてきた寸法札の「B」の表示は、実は色の表示であることを示す新証拠も開示されました。

もし、確定審において、捜査機関がこうした証拠を全面的に開示していれば、袴田さんを有罪とすることはできなかったはずです。

鑑定結果を有罪立証の証拠とするには鑑定資料の保存を条件とすべきです。そして、捜査機関に対して全面的な証拠開示義務を課すべきです。

控訴審で行われた装着実験。袴田さんは「証拠」のズボンをはけなかった。



3 裁判官・裁判員の全員一致制と検察官上訴等の禁止

袴田事件の第一審死刑判決は裁判官の全員一致ではなく多数決で決められました。後に、裁判官の一人が、袴田さんは無罪であったと考えていると告白しています。一人の裁判官が有罪・死刑に疑問を持ったままで死刑判決を宣告してよいのでしょうか。

また、静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた後、検察官が即時抗告をしたため、現在も再審公判が始まっていません。日弁連が支援している名張毒ぶどう酒事件においては、第一審で無罪判決が出されたにもかかわらず、検察官の控訴により、逆転死刑判決となりました。また、その第7次再審請求では再審開始決定が出たにもかかわらず、検察官の異議申立てにより取り消され、今も第9次再審請求が闘われています。

一人でも裁判員や裁判官が有罪・死刑に疑問を持ったとき、一度でも無罪判決や再審開始決定が出されたとき、もはやその死刑判決には合理的な疑いがあると言うべきです。裁判員制度が導入された現在、死刑判決は裁判員・裁判官の全員一致でなければならず、無罪判決や再審開始決定に対する検察官の不服申立て、とりわけ死刑を求める申立ては禁止されるべきです。

4 公的弁護の充実と死刑確定者に対する必要的国選弁護

袴田さんは、逮捕直後から連日、長時間の取調べを受け、勾留19日目に虚偽の自白調書が作成されてしまいました。厳しい取調べがなされる逮捕直後こそ、最も弁護人の援助が必要です。逮捕段階まで公的弁護制度を拡大するべきです。

また、特に死刑求刑が予想される重大事件においては、1～2人の弁護人では十分な弁護活動を行うことはできません。弁護活動の充実をはかるために、国費による弁護人の数を増やすとともに、専門家による科学的知見を公費で得られるようにすべきではないでしょうか。

死刑事件に関しては、再審、恩赦請求など判決確定後も死刑執行がなされるまで、弁護人の専門的な援助を特に必要としますが、現行制度では判決確定後の国選弁護制度がないという問題もあります。

特に死刑事件については、必要十分な弁護活動を保障するために、逮捕直後から複数以上の公的弁護人選任権を保障し、国選弁護報酬を大幅に増額すると同時に弁護活動に必要な費用についても広く支給するべきではないでしょうか。そして、死刑確定者が再審請求をした場合には、必要的に国選弁護人が選任される制度を保障するべきです。



死刑廃止について議論しましょう

5 国際人権（自由権）規約委員会の勧告

2014年（平成26年）7月に開催された国際人権（自由権）規約委員会は、日本政府に対し、袴田事件を踏まえ、「死刑の廃止を十分に考慮すること」「死刑確定者を昼夜間単独室に収容しないこと」「弁護側に全ての検察官の証拠への完全なアクセスを保障すること」「再審、恩赦に執行停止効果を持たせること」「死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築すること」「第二選択議定書（死刑廃止条約）への加入を検討すること」などの勧告を行っています。

日本弁護士連合会（日弁連）の基本的立場

日弁連は、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけています。刑事司法制度の改革により、えん罪事件をなくす努力は続いています。しかし、死刑は、ひとたび執行されてしまえば取り返しがつかない究極の刑罰です。えん罪事件の中でも、結果の深刻さにおいて際立っています。そして、人間が関与する以上、間違いをなくすことはできず、死刑えん罪事件を完全になくすことはできません。国家が誤って人の命を奪うことはあってはなりません。刑事司法制度改革とともに、死刑廃止について議論しましょう。

袴田秀子さん（巖さんの姉）の言葉

「死刑確定後は、大変おとなしくなったというか、勢いがなくなりました。私が一人で面会したときにばたばたと入ってきて、『昨日処刑があった！隣の部屋の人だった。お元気ですって。みんながっかりしてる！』と。それ以降、完全に拘禁症の反応が出てきました。」

「死刑制度については、巖のことがなかったときは関心がありませんでした。巖のことがあってから、本当に死刑は恐ろしいものであると思います。死刑囚も人の子でございます。人間でございます。死刑制度は早いところなくなっただろうがいいと思います。」

（2014年11月15日・日弁連主催のシンポジウム「死刑廃止を考える日」より）

西嶋勝彦袴田事件弁護団長の言葉

袴田事件において再審開始決定を勝ち取れた一つの要因は、証拠開示がなされたからです。しかし、検察官が、これまで「ない」と主張してきたネガフィルムを『発見された』と称して即時抗告審に提出するなど、検察官による際限のない証拠隠しが続いています。

死刑求刑事件においては、全面的証拠開示が強く求められます。証拠開示の整備がなされていない刑事司法制度のもとでは、死刑えん罪が生まれることは不可避です。

死刑えん罪は、本人だけではなく、その家族をも苦しめるものです。二度と悲劇を生まないためにも、死刑制度は廃止すべきです。

（2014年11月29日・熊本県弁護士会主催のシンポジウム「袴田再審決定を勝ち取った弁護団長が語る！」より）